

十 二	十九	八 七	六 五	四	三 二	一	条 成 省				
利 過 利 子 率	發 行 行 價	振 替 單 位	額 低 額 金	最 低 額 面	払 込 行 方	發 行 方	用 等 法 項 及 の び 適 そ	振 替 條 律 及 根 拠 拠 記	法 律 行 稱 及 び 記	發 號 名 稱 及 記	件 等 十 六 年 次 六 年 的 九 月 十 月 二 月 八 日 告 示 に 第 一 七 百 四 十 四 三 項 令 號 。 の し た 規 利 付 基 債 の き 、 大 藏
本 郵 政 六 額 六 公 社 百 元 總 裁 セ ン ト は 、 払 込 金 額	一 面 金 十 。整 載 法 額 六 数 又 百 年 倍 規 元 九 の 記 定 金 錄 に 額 は よ に 、 百 元 日 る 低 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿	年 錢 額 平 す 額 の 振 成 る の 記 替 。整 載 法 額 六 数 又 百 年 倍 規 元 九 の 記 定 金 錄 に 額 は よ に 、 百 元 日 る 低 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿	五 万 百 金 金 五 九 郵 是 受 替 三 等 一 六 融 回 四 額 に 号 十 政 日 け 法 年 の 項 年 資 十 で よ に 七 公 本 る 規 号 社 銀 も と 律 替 九 千 る 規 号 社 銀 も と 律 替 億 七 引 定 ～ 法 行 の い 第 に 千 百 受 す 第 へ と と う 七 關 百 別 九 三 け る 二 平 す し 。 十 百 簡 十 易 四 。 生 条 命 第 年 振 の 定 。 律 第 ～ 十 保 三 法 替 適 下 平 一 和 一	千 額 險 項 律 日 機 用 ～ 成 社 条 二 財 十 利 面 資 第 第 本 關 を 振 十 債 第 政 三 付 百 金 金 五 九 郵 是 受 替 三 等 一 六 融 回 四 額 に 号 十 政 日 け 法 年 の 項 年 資 十 で よ に 七 公 本 る 規 号 社 銀 も と 律 替 九 千 る 規 号 社 銀 も と 律 替 億 七 引 定 ～ 法 行 の い 第 に 千 百 受 す 第 へ と と う 七 關 百 別 九 三 け る 二 平 す し 。 十 百 簡 十 易 四 。 生 条 命 第 年 振 の 定 。 律 第 ～ 十 保 三 法 替 適 下 平 一 和 一	社 條 二 財 十 利 債 第 政 三 付 融 回 資 庫 債 券 （ 十 年 ） ～ 法 計 号 法 ～ 法 第 ～ 十 昭 百 一	社 條 二 財 十 利 債 第 政 三 付 融 回 資 庫 債 券 （ 十 年 ） ～ 法 計 号 法 ～ 法 第 ～ 十 昭 百 一	件 等 十 六 年 次 六 年 的 九 月 十 月 二 月 八 日 告 示 に 第 一 七 百 四 十 四 三 項 令 號 。 の し た 規 利 付 基 債 の き 、 大 藏				

の 払 込 み

日 た に
に 金 加
払 え
い を
込 第 次
む 十 的 算
も 八 式
の 号 と
算 す に
式 に す
規 よ す
定 り 算
。 出 す
。 期 算
。 し 算
。 し 期

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{1}{365}$$

十 三 初 期 利 子

す 次 そ が 金 と 平
る 号 の 銀 額 し 成
期 及 翌 行 を 、 十
日 び 営 休 支 次 七
に 第 業 業 払 の 年
つ 十 日 日 う 算 三
い 五 に に 。 式 月
て 号 支 当 た に 二
同 に 払 た だ よ 十
じ お う る し り 日
。) い へ と 、 算 を
。) て 以 き 支 出 支
規 下 は 払 し 払
定 、 、 期 た 期

$$\text{額面金額} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 四 后 第 利 期 子 以

十 十 十
八 七 六 五

払 払 元 償 償
込 場 利 還 還
期 所 金 金 期
日 支 額 限

平 日 額 平 利 て を 每
成 本 面 成 子 、 支 年
十 銀 金 二 を そ 払 三
六 行 額 十 支 の 期 月
年 百 六 払 日 と 二
九 円 年 う 以 し 十
月 に 九 。 前 、 日
二 つ 月 六 各 及
一 き 二 月 支 び
百 百 十 間 払 九
円 日 円 に 期 月
屬 に 二
す お 十
る い 日